仙台市 協働によるまちづくりの 推進のための基本方針

平成 28 年 1 月

仙台市

目 次

<u>はじ</u>	<u>めに</u>	1
1 2 3	協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な考え方 協働の基本理念 多様な主体の協働によるまちづくり まちづくりへの市民の参画の推進	2
1 2 3	協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項 多様な主体による活動の促進に関する事項	3 3 4
1	協働によるまちづくりを進めるために各主体に期待される取り組み 担い手の育成 コーディネーターの育成 組織の強化 地域課題の明確化 情報の受発信 さまざまな主体の交流促進 資金調達の多様化 政策形成過程への参画	6 6 6 6 7 7 7
<u>₩</u> 1 2	協働によるまちづくりの着実な推進 推進体制の整備と推進実施計画の策定 協働の手引きの作成と活用	8 8
参考 1 2 3	(資料)「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」策定までの経過附属機関委員等名簿「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」	9 10 12 14

はじめに

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」が制定され、全国初の公設民営の市民活動サポートセンターを設置した平成 11 年を「市民協働元年」と宣言してから 16 年あまりの年月が経過しました。その間、仙台市では「市民公益活動促進のための基本方針」や「市民公益活動促進プラン 21」を策定し、市民活動を促進してまいりました。

「杜の都仙台」を創り上げてきた本市の自発的で公益的な市民活動は、時を重ねながら着実に広がりを見せ、さまざまな分野でまちづくりの一翼を担い、平成 23 年に発生した東日本大震災においても、町内会など地域のつながりを築いてきた仙台市民の日頃の取り組みが復興への大きな支えとなり、新たなまちづくりの原動力となっています。

昨今、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題も複雑さを増していますが、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、まちづくりの重要な手法である協働を一層推進していく必要があります。

本市では、その道標となる「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」を平成27年7月に施行し、同条例に基づき、協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる協働のまち・仙台」を実現するため、仙台市協働まちづくり推進委員会からの答申等を踏まえ、「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」を策定しました。

I 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な考え方

1 協働の基本理念

「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」では、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる協働のまち・仙台」の構築を目指し、「協働によるまちづくり」を進める際の仙台市が目指す協働の姿として、協働の基本理念を定めています。

この協働の基本理念は、それぞれの主体が個々の力を発揮する「自立」、互いの力を引き出し合い、相乗効果を生み出し協力する「連携」、新たな課題に対して、創意工夫により解決策を生み出し続ける「創発」の3つのキーワードで表すことができます。

このような協働の基本理念に基づいて取り組みを進めていくために、協働によるまちづくりを推進する基盤となる市民活動を継続して支援しつつ、市民が安心して協働を進めることのできる環境づくりや取り組みを進めていきます。

2 多様な主体の協働によるまちづくり

108万人を超える市民が生活する仙台は、さまざまな専門性や強みをもった主体が数多く存在し、その力が存分に発揮されることで、地域の力が生かされ、新たなまちづくりのかたちが生み出されるという都市としての優位性を持ち合わせています。

地域のさまざまな課題を見い出し、こうした都市の優位性を生かしつつ、地域活動の要である町内会や社会的課題の解決に取り組む市民活動団体など、多様な主体が枠組みを超えて有機的・複層的に連携することで、地域における多様なニーズに対して、より効果的かつ効率的な対応が可能になります。さらには、生きがいや活躍の場となる居場所がある、豊かで心通う地域社会の実現にもつながっていくと考えられます。

多様な主体がそれぞれの力を生かし、連携・協力しながら課題解決の方法を創りあげていくことで、地域の力が高まり、また新しい地域力が生まれるという好循環を繰り返しながら、持続可能なまちづくりの実現を目指していきます。

3 まちづくりへの市民の参画の推進

市民が自らまちづくりに参加することにより、地域への愛着が高まり、また、自分の考えや行動で地域を変えていくことは、担い手としての成長と自身の満足感につながります。

また、まちづくりの過程において、積極的な情報の提供や公開等により、多様な主体の知恵と力が加わることで、協働によるまちづくりが効果的なものとなります。

異なる価値観や行動様式を持つ多様な主体が、対話を通して互いの違いを乗り越え、理解し合い、 合意形成しながら、自分たちのまちづくりに主体的に関わり続けられる環境を整えていきます。

Ⅱ 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策

1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項

(1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備

まちづくりの担い手不足などの課題を解決するためには、地域で市民活動を持続的に進めるための環境の整備が必要です。市民活動の促進のために必要な運営の手法等の情報の提供、拠点施設における相談機能の充実、活動拠点の確保等の支援、継続的な活動の展開を支える資金調達の多様化、市民の理解を広める取り組みなどを進めます。

(2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進

地域課題が多様化・複雑化する中で、解決手法の一つとして、子育てやまちづくりなどの地域に 密着した課題をビジネス的手法で解決する『コミュニティビジネス』や、環境や貧困など社会的課題をビジネス的手法で解決する『ソーシャルビジネス』などの手法が浸透するための環境を整えます。

(3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充

市民の視点から提案を受けた地域課題の解決に向けて、多様な主体が専門性やネットワークを生かしながら、協働で取り組む仕組みを充実させ、それぞれが単独ではなし得なかった効果を生み出します。また、その事例を発信することにより、新たな協働事業へつながるきっかけを提供します。

(4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成

地域における多様な主体の連携や協働を推進するためのコーディネーターとなる人材を発掘、育成します。また、市は、市民活動や協働に関する事例を組織内で共有するとともに、多様な主体と 共に考え、行動する機会を増やすことで、市民協働への理解が深い職員を育成します。

2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

(1) 市政に関する情報の公開の推進

市が提供する情報の質・量やアクセス環境の充実に努め、情報がわかりやすく伝わるような工夫 と積極的な情報発信を進めます。

また、オープンデータの整備を進めることにより、市民が情報を活用し、新たなサービスの創出や課題の解決に向けて取り組める環境を整えます。

(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保

政策の形成過程に多くの市民および関係団体の意見を生かすため、既存のパブリックコメントや ワークショップ等、多様な市民参画の仕組みを生かし、テーマに応じて適切な手法を組み合わせな がら、幅広く市民の意見や提言を集める機会を確保します。また、市民からの意見を適切に反映で きるように取り組むとともに、その結果をわかりやすく公表します。

(3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保

事業が動き始めた後は、節目において政策や事業の方針、進捗状況等の公表に努めるとともに、 市民および関係団体の意見を集約する機会を設けて、柔軟な事業運営を図ります。また、企画・実 施から実施後の成果まで、市民と市が共に評価しながら改善していく機会を増やします。

(4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施

有識者からの意見を求める場である附属機関等においては、固定の人選となることがないよう、また、設置目的に応じて選定の範囲を多種多様な対象に広げ、幅広い主体からの選択を推進します。また、その役割や性質に応じて公募による委員の選定に努めることにより、さまざまな立場や世代の市民が市政へ意見を述べる機会を創出します。

3 多様な主体による活動の促進に関する事項

(1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成

地域と教育機関の連携を広げ、子どもたちや若者が地域活動の大切さを実感できるよう、多様な活動やボランティアへの参加を促進します。また、市民センターや市民活動サポートセンターなど市民活動や協働の拠点となる施設が連携しながら、コーディネーターやボランティアなど、まちづくりの担い手を育成する取り組みを進めます。

(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進

町内会をはじめとする地域団体の担い手の育成など、地域で活動する団体に対する支援の継続と拡大を図ります。

地域の魅力・活力を高める各種イベントの開催や伝統行事等の継承、地域の福祉や防災・防犯、 環境美化など、安心で安全な住みよいまちづくりのための活動などを促進します。

(3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進

社員のボランティア活動の奨励や、事業者の社会貢献活動の促進のために、活動事例の紹介や地域団体、市民活動団体などに関する情報提供など環境整備を進めます。また、事業者の社会貢献活動の多様化を図るため、他の主体との意見交換の場の創出を図ります。

(4) 多様な主体の交流の促進

多様な主体間のネットワークを広げる取り組みや、異なる世代が交流できる地域イベントや気軽な交流の場の充実など、顔の見える関係づくりを支援します。

また、市民活動サポートセンター等において協働を推進する機能の充実を図るとともに、多様な 主体が集まり、それぞれの地域における情報や課題、地域の将来像を共有できる機会づくりを促進 します。

(5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進

多様な主体の活動拠点において、活動や団体等の情報を収集するとともに、相談・助言等の機能を強化することで、市民活動の促進および協働の推進を図ります。また、市民が安心して積極的に活動に取り組めるよう、活動事例や活動の評価などの情報を広く発信する機会を充実させることで、市民活動や協働への理解と関心を高められるよう取り組みます。

Ⅲ 協働によるまちづくりを進めるために各主体に期待される取り組み

地域の課題の解決や魅力の向上に向け、協働によるまちづくりを進めるために必要な取り組みと、 それぞれのまちづくりの担い手に期待される役割を例示しています。

1 担い手の育成

まちづくりの担い手や後継者不足に対応するため、活動への参加者数の増加を図り、まちづくりに関わる人材を育成するとともに、参加者から担い手へと育つための仕組みが必要です。 また、他の活動と関わる環境を整え、その経験や知識を自らの活動に生かせるようにすることが望まれます。

- 各種行事や活動等の工夫による若年層の参加促進・・・町内会等地域団体、市民活動団体
- ・児童・生徒・学生や社員が活動に参加しやすい環境づくり・・・教育機関、事業者
- ・職員研修の実施および各主体に対する育成手法等に関する情報の提供・・・行政

2 コーディネーターの育成

効果的な協働の実践のためには、各主体や幅広い世代のつなぎ役となるコーディネーターの存在が不可欠であり、それぞれの特徴や課題を的確にとらえられるコーディネーターを育成していくことが必要です。

- ・コーディネーター育成研修の受講・・・各主体
- 研修の実施および協働事例の公開・・・各主体
- ・コーディネーター間の情報交換の場の創出・・・各主体

3 組織の強化

協働によるまちづくりを継続するためには、各主体が自立・連携するための組織の強化が必要です。そのため、自らの活動を評価、改善するとともに、多様な主体との連携や情報交換等の機会の拡充が望まれます。

- ・多様な主体との連携についての可能性を検討・・・各主体
- ・顔を合わせ、地域の将来像や課題を共有する場づくり・・・町内会等地域団体
- ・活動の中長期的な計画の策定、事業の実施と評価の繰り返しによる組織の強化・・・市民活動団体
- 自立した運営を促進するための研修等の実施や情報交換の場の創出・・・行政

4 地域課題の明確化

地域課題と認識されていない地域の困り事を地域課題へと明確化し、認識を共有することによって、各主体が他人事とせず、自らの課題として解決に取り組める体制を整える必要があります。

- ・困り事から地域課題への明確化、地域課題の収集および共有・・・各主体
- ・地域課題の解決に向けた研究成果や人材の活用・・・教育機関

5 情報の受発信

各主体の相互理解の促進とそれぞれの活動の発展のために、積極的かつ効果的な情報の発信 と活用が必要です。

• 活動に関する情報や地域課題の解決手法の発信および他の主体の情報や活動事例の活用

• • 各主体

- ・課題解決手法や協働事例を収集し、発信する仕組みの構築・・・行政
- オープンデータによる公共データの提供・・・行政

6 さまざまな主体の交流促進

地域や活動分野を超えたつながりをつくるため、多様な主体との活動に関する情報交換や地域課題について対話する機会の創出が必要です。

- ・対話の場への積極的な参加および活動内容の効果的な発信・・・各主体
- ・地域や分野を超えた主体間の交流および地域課題の解決の場の創出・・・各主体
- ・拠点施設における交流の機会の拡充・・・行政

7 資金調達の多様化

活動の継続性を確保するために、活動の拠点となる場の確保や、既存の助成金等に加えてさまざまな資金の活用、ビジネス的手法を活用した収益性のある事業の可能性を検討するなど、資金調達の多様化が求められます。

- ・多様な資金の活用・・・町内会等地域団体、市民活動団体
- ・収益性のある事業や寄付を見込める事業の創出・・・市民活動団体、教育機関
- ・成長性のある事業への融資や事業者の経営理念に合致する活動への協賛や寄付・・・事業者
- •施設や備品等の融通・・・教育機関、事業者、行政

8 政策形成過程への参画

自分たちのまちづくりに主体的に関わるために、政策形成過程において、企画、実施、評価 等の各過程に市民が積極的に関わっていくことが求められます。

- 政策形成過程への積極的な参加と多様な立場からの意見や情報の発信
 - • 町内会等地域団体、市民活動団体、教育機関、事業者
- ・政策形成過程における積極的な情報の提供と市民参加の機会の創出・・・行政

Ⅳ 協働によるまちづくりの着実な推進

1 推進体制の整備と推進実施計画の策定

協働によるまちづくりを着実に推進するため、協働まちづくり推進本部を中心とした庁内の推進体制を構築するとともに、「(仮称)協働まちづくり推進実施計画」を策定します。これにより計画・実行・評価・改善といった一連のサイクルで事業の進行管理を行い、その状況を議会、市民および協働まちづくり推進委員会に報告・公表し、包括的に評価・点検ができる仕組みを整えます。

2 協働の手引きの作成と活用

協働を実践するための具体的な手順や評価方法、事例等をわかりやすく示した手引きを作成します。手引きの作成の過程においては、市民が積極的に参加できる機会を設けるとともに、各主体が事業の実施および評価、研修において活用できる内容を目指します。

く参考資料>

1 「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」策定までの経過

時期	策 定 経 過
H11. 4	「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」施行
H11. 6	「仙台市市民活動サポートセンター」設置
H13. 4	「市民公益活動促進のための基本方針」策定
H15. 5	「市民公益活動促進プラン 21」策定
H17. 1	「仙台協働本(協働を成功させる手引き)」作成
H18. 9	「仙台市市民活動サポートセンター」移転
H23. 6	仙台市市民公益活動促進委員会より提言(新たな市民協働指針の必要性等)
	"
H24. 8	●「市民協働推進のための指針について」諮問
	仙台市市民公益活動促進委員会(以降、指針検討部会を随時開催)
H24.10	◆市民協働推進のための指針について
	仙台市市民公益活動促進委員会
H25. 1	◆市民協働推進のための指針について
	仙台市市民公益活動促進委員会
H25. 2	◆市民協働推進のための指針について
H25. 3	仙台市市民公益活動促進委員会より中間まとめの報告(指針の方向性、条例改正の必要性等)
H25. 4	仙台市市民公益活動促進委員会 ◆市民協働推進のための指針について
	公司にの関係を通りであるとは、これでは、
H25.10	ループの会議を随時開催)
	◆「新たな市民協働指針」の策定について
H25.11	せんだい市民カフェ(テーマ「市民協働のこれまでとこれから(1)」)
	仙台市市民公益活動促進委員会
1105 10	◈市民協働指針の検討について
H25.12	せんだい市民カフェ(テーマ「市民協働のこれまでとこれから(2)」)
	市民協働指針づくりに向けた職員ヒアリング実施
	せんだい市民カフェ(テーマ「新たな協働の仕組みを考えよう!」)
H26. 1	せんだい市民カフェ
	(テーマ「近くて遠い『行政・地域』と『若者』をつなげる楽しい方法を考える!」)
	せんだい市民カフェ(「協働で地域を住みやすくしよう!」)
H26. 2	せんだい市民カフェ(「協働で地域を元気にしよう!」)
1120. 2	仙台市市民公益活動促進委員会
	◈市民協働指針の検討について

時期	策定経過
	せんだい市民カフェ(「私たちの協働指針をつくろう!」)
H26. 3	仙台市市民公益活動促進委員会
1120. 0	◆市民協働指針の検討について
	仙台市市民公益活動促進委員会より中間答申(指針の考え方・項目案、条例改正の必要性等)
H26. 5	仙台市市民公益活動促進委員会
1120. 0	◆「市民協働指針」の検討について
	せんだい市民カフェ(「市民協働が進む指針をつくろう!」)
H26. 7	仙台市市民公益活動促進委員会
	◆「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正について
	仙台市市民公益活動促進委員会
H26. 8	◆「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関するパブリックコメントの実施につ
	いて
H26. 9	条例改正骨子素案のパブリックコメント実施
1106 10	仙台市市民公益活動促進委員会
H26.10	◈「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見について
H27. 1~2	2 市民協働指針の内容に関するヒアリング実施(8 団体)
1107 4	仙台市市民公益活動促進本部会議
H27. 4	◈市民活動の促進及び市民協働の推進に関する現状と課題について
H27. 6	仙台市市民公益活動促進本部会議
1127. 0	◆今後の推進体制及び施策の進め方について
	「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」施行(「仙台市市民公益活動の促進に関する
	条例」の全部改正)
	仙台市協働まちづくり推進委員会
	◆「協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方について」諮問
H27. 7	(※条例施行に伴い、仙台市市民公益活動促進委員会から仙台市協働まちづくり推進委員
	会へ移行。指針についての検討内容を基に、仙台市協働によるまちづくりの推進のための基
	本方針について審議)
	◆「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する主な経過について ◆「松樹によるまたづいの推進のための其本支針」の等字について
	●「協働によるまちづくりの推進のための基本方針」の策定について 仙台市協働まちづくり推進委員会
H27. 9	
H27.10	仙台市協働まちづくり推進委員会より答申
H27.11	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
H27.12	町内会関係者からの意見募集
	せんだい市民カフェ(テーマ「まちづくりの担い手として何をする?」)
	仙台市協働まちづくり推進本部会議
H28. 1	◈仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針の策定について
	「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」策定

2 附属機関委員等名簿

第7期仙台市市民公益活動促進委員会委員任期:平成24年4月1日~平成26年3月31日

※所属は平成26年3月現在

■委員長 風見 正三 宮城大学事業構想学部事業計画学科教授

■副委員長 遠藤 智栄 地域社会デザイン・ラボ代表 プランナー/NPO アドバイザー【指針検討部会員】

稲葉 雅子 株式会社ゆいネット代表取締役【指針検討部会員】

小川 真美 特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター事務局次長

【指針検討部会員】

木村 昭憲 公募委員【指針検討部会員】

熊沢 由美 東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授 榊原 進 特定非営利活動法人都市デザインワークス代表理事

高浦 康有 東北大学大学院経済学研究科准教授

 千枝 倫子
 公募委員

 茂木 宏友
 司法書士

公益社団法人仙台青年会議所直前理事長

渡辺 一馬 一般社団法人ワカツク代表理事【指針検討部会員】

第1期 仙台市協働まちづくり推進委員会委員

任期:平成27年7月1日~平成28年3月31日

第8期仙台市市民公益活動促進委員会委員

任期: 平成 26 年 4 月 1 日~平成 27 年 6 月 30 日

※所属は平成28年1月現在

■委員長 風見 正三 宮城大学事業構想学部事業計画学科教授

■副委員長 小川 真美 特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センタープロジェクト担当

稲葉 雅子 株式会社ゆいネット代表取締役

大橋 雄介 特定非営利活動法人アスイク代表理事 小野 みゆき 株式会社日立ドキュメントソリューションズ

営業本部営業第六部営業第1グループ部長代理

熊沢 由美 東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授

高浦 康有 東北大学大学院経済学研究科准教授

高瀬 幸雄 公募委員

髙橋 早苗 仙台白百合女子大学人間学部グローバル・スタディーズ学科教授

茂木 宏友 司法書士

公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会直前会長

渡辺 一馬 一般社団法人ワカツク代表理事

「基本方針」策定ワーキンググループ 任期:平成27年7月1日~「基本方針」策定時

「新たな市民協働指針」策定ワーキンググループ 任期: 平成 25 年 10 月 25 日~平成 27 年 6 月 30 日

※所属は平成28年1月現在

■座長 渡辺 一馬 一般社団法人ワカツク代表理事

第1期 仙台市協働まちづくり推進委員会 委員

青木 ユカリ コミュニティ・ワークス代表

遠藤 智栄 地域社会デザイン・ラボ代表 プランナー/NPO アドバイザー

第7期 仙台市市民公益活動促進委員会 副委員長

(平成26年度~)菊地 竜生 仙台市市民活動サポートセンターセンター長

(平成25年度) 高田 篤 特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク副代表理事

(平成26年度~)布田 剛 特定非営利活動法人地星社代表

茂木 宏友 司法書士

公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会直前会長

第1期 仙台市協働まちづくり推進委員会 委員

3 「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」

仙台市市民公益活動の促進に関する条例(平成十一年仙台市条例第三号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条一第五条)

第二章 協働によるまちづくりの推進のための基本方針 (第六条・第七条)

第三章 仙台市協働まちづくり推進委員会(第八条)

第四章 報告(第九条)

第五章 市民活動サポートセンター(第十条-第二十三条)

第六章 雑則(第二十四条)

附則

わたしたちのまち仙台には、市民の力で守り育んできた美しい緑や街と人々のられあいとが、かけがえのない共有の資産として脈々と受け継がれている。魅力ある街並みと景観を創りあげてきた力、清流広瀬川をよみがえらせた力、スパイクタイヤを全廃に導き市民の健康を守り続けてきた力、そして、コミュニティを育んできた力、これらの市民の力が今日の仙台を創り、全国に「杜の都仙台」の名を広く知らしめてきた。

本市では、市民協働元年を宣言して以来、このような先人たちのたゆみない努力によって培われた自発的で公益的な活動がさらに発展し、あらゆる分野で多彩な市民活動が、個性と魅力ある都市の創造の活力源となっている。

未曽有の被害をもたらした東日本大震災に際しては、さまざまな活動分野と幅広い年代の市民が、それぞれの専門性や強みを生かして復旧・復興の原動力となり、改めてこのまちに備わっている市民の力の素晴らしさに気づくことができた。

今、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中、価値観の変化や地域の存立に大きな影響を与える課題にしなやかに対応していく必要がある。いかなる時代にあっても、市民の知恵と創意を多面的に生かしながら、自主自立した地域社会を実現できる、魅力的で持続可能な都市でありたいと考える。

このような認識のもと、多様な主体が特てる力を最大限に発揮し、互いに連携し、単独ではなし得なかったまちづくりに協働で取り組むことができる環境を整備し、もって、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる協働のまち・仙台」を構築するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本市における協働の基本理念を定め、市民と市の役割を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 市民活動 市民が自主的、自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下このハにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - 二 市民協働 市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むことをいう。

(協働の基本理念)

- 第三条 市民と市は、次に掲げる協働の基本理念(以下「基本理念」という。)のもと、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とし、協働によるまちづくりを推進するものとする。
 - 一 市民と市は、それぞれがまちづくりの担い手となり、それぞれの持つ力をふさわしい場面で効果的に発揮すること
 - 二 市民と市、市民と市民は、互いの力を引き出しながら、相乗効果を生み出し、単独ではなし得なかったまちづくりを行うために連 携及び協力を図ること
 - 三 市民と市は、新たに生じ、絶えす変化する課題に対応することができるよう、それぞれの持つ力を育み広げるとともに、互いの力を一層引き出すために創意工夫を続けること

(市民の役割)

第四条 市民は、基本理念にのっとり、自らがまちづくりの担い手であることを認識するとともに、協働の必要性を理解し、地域の課題の解決や魅力の向上に努めるものとする。

(市の役割)

- 第五条 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するとともに、本市の区域内に住所を有する者のほか、本市の区域内に通勤し、又は通学する者及び市民活動団体、地縁団体、教育機関、事業者等の多様な主体間の連携を図り、協働によるまちづくりを推進するものとする。
- 2 市は、職員の市民活動及び市民協働に関する理解を促進するため、研修その他の機会を積極的に設けるものとする。

第二章 協働によるまちづくりの推進のための基本方針

(基本方針)

- 第六条 市長は、協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、協働によるまちづくりの推進のための基本方針 (以下この条及び第八条第二項第一号において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な考え方
 - 二 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策(次条において「基本施策」という。)
 - 三 前二号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する重要な事項
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講するとともに、第八条第一項の 仙台市協働まちづくり推進委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本施策)

- 第七条 基本施策には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ー 市民活動の促進及び市民協働の推進に関する次に掲げる事項
 - イ 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備に関する事項
 - □ 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進に関する事項
 - ハ 市民からの提案に基づく協働事業の拡充に関する事項
 - 二 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成に関する事項
 - 二 政策形成過程への市民の参画の推進に関する次に掲げる事項
 - イ 市政に関する情報の公開の推進に関する事項
 - ロ 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保に関する事項
 - ハ 政策又は事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保に関する事項
 - 二 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施に関する事項
 - 三 多様な主体による活動の促進に関する次に掲げる事項
 - イ 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成に関する事項
 - ロ 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進に関する事項
 - ハ 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進に関する事項

- 二 多様な主体の交流の促進に関する事項
- ホ 多様な主体の活動等に関する情報の収集及び発信の促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

第三章 仙台市協働まちづくり推進委員会

- 第八条 協働によるまちづくりに関し必要な事項を調査審議するため、仙台市協働まちづくり推進委員会(以下この条において「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 基本方針に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりに関し必要な事項
- 3 推進委員会は、委員十二人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 学識経験者
 - 二 市民活動を行う者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 推進委員会には、必要に応じて、部会等を設置することができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 報告

第九条 市長は、協働によるまちづくりの推進に関する市の施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

第五章 市民活動サポートセンター

(設置)

第十条 市民活動を行う者の活動拠点並びに市民活動を行う者、市民及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。 (名称及び位置)

第十一条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市市民活動サポートセンター	仙台市青葉区一番町四丁目一番三号

(事業)

- 第十二条 市は、市民活動の促進に関し、センターにおいて次に掲げる事業を行う。
 - ー 市民活動の促進のための施設及び設備の提供
 - 二 市民活動を行う者、市民及び市相互の連携及び交流の推進
 - 三 市民活動に関する情報の収集及び提供
 - 四 市民活動に係る人材育成
 - 五 市民活動に関する相談
 - 六 市民活動に係る調査及び研究
- 2 市は、協働の推進に関し、センターにおいて次に掲げる事業を行う。
 - ー 協働に関する理解を深める機会の提供
 - 二 協働に関する情報の収集及び提供
 - 三 市民が協働する機会の提供
 - 四 市民が協働により実施する事業の支援
 - 五 協働に係る調査及び研究

- 3 前二項に掲げるもののほか、市は、センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業を行う。 (使用者の範囲)
- 第十三条 センター(市民活動シアターを除く。)を使用することができる者は、次に掲げる者とする。
 - 市民活動を行い、又は行おうとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 市民活動シアターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。
 - 一 前項第一号に掲げる者
 - 二 芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動を行う者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 センターの施設のうち、事務用ブースについては、一定期間継続的に市民活動を行う見込みがある者(事業者であるものを除く。)で、 市内に市民活動を行うために必要な専用の事務所を有しないもののうち、市長が適当と認める者に限り、使用することができるものとす る。
- 4 市長は、規則で定めるところにより、事務用ブースの使用者を公募し、公正な方法で選考しなければならない。
- 5 市長は、センターの設備のうち、ロッカーについては、使用者を第一項第一号に掲げる者のうちから公募し、規則で定めるところにより、公正な方法で抽選し、決定しなければならない。

(使用の許可)

- 第十四条 別表第一及び別表第二に掲げるセンターの施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしないことができる。
 - 公の秩序を乱すおそれがあるとき
 - 二 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき
- 3 事務用ブース及びロッカーの使用に係る使用許可の期間は、一年以内とする。ただし、事務用ブースについては、通算した使用期間が 三年を超えてはならない。

(使用料)

- 第十五条 第十三条第一項第一号に掲げる者が別表第一に掲げるセンターの施設又は設備を専用使用する場合の使用料は、同表に定めると おりとする。
- 2 第十三条第一項第二号に掲げる者が別表第一に掲げるセンターの施設又は設備を専用使用する場合の使用料は、同表に定める額の七倍以内において市長が定める。
- 3 別表第二に掲げるセンターの施設を専用使用する場合の使用料は、同表に定める額を超えない範囲内で市長が定める。
- 4 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、事務用ブース及びロッカーの使用料は、当初の一月分にあっては使用許可の際に、その後の各月分にあっては当該月の前月の末日までに納入しなければならない。

(使用料の返還)

- 第十六条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 (目的外使用の禁止)
- 第十七条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用許可を受けた目的以外にセンターの施設及び設備を使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第十八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、事務用ブース及びロッカーの使用に係る権利の譲渡又は転貸について市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

- 第十九条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。
 - この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき

二 第十四条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第二十条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に 規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第二十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - ー 使用許可(事務用ブースの使用に係る使用許可を除く。)に関する業務
 - 二 第十二条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - 三 センターの維持管理に関する業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項の場合における第十三条第五項、第十四条、第十八条及び第十九条の規定の適用については、第十三条第五項、第十四条第二項、 第十八条及び第十九条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十四条第一項中「市長」とあるのは「指定管理者(事務用ブースについては、市長。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。)」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

- 第二十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。 (運営への助言)
- 第二十三条 市長は、センターの円滑かつ公正な運営に資するため、市民公益活動を行う者、学識経験者等から助言を受けることができるものとする。

第六章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の仙台市市民公益活動の促進に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例による改正後の仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に相当の規定があるものは、改正後の条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第九条第一項の規定により置かれた仙台市市民公益活動促進委員会の委員である者は、この条例 の施行の日に、改正後の条例第八条第四項の規定により仙台市協働まちづくり推進委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合に おいて、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における仙台市市民公益活動促進委員会の 委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(仙台市暴力団排除条例の一部改正)

- 4 仙台市暴力団排除条例(平成二十五年仙台市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一号中「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」(平成十一年仙台市条例第三号)を「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する 条例」(平成二十七年仙台市条例第五十五号)に改める。

別表第一(第十四条、第十五条関係)

ー 事務用ブース使用料

施 設 名	金額(一事務用ブースにつき一月当たり)
事務用ブース	t, 000A
横考 使用期間に一月に満たない端数がある場合は、これを一月に切り上げる。	

二 セミナーホール等使用料

施 設 名	金額(一室につき一時間当たり)
セミナーホール	一、六〇〇円
研修室(床面積が五十平方メートル以上のものに限る。)	NOOH
研修室(床面積が五十平方メートル未満のものに限る。)	200 H
備老	

- ー 使用時間に一時間に満たない端数がある場合は、これを一時間に切り上げる。
- 二 附帯設備の使用料は、市長が定める。

三 ロッカー使用料

設 備 名	金額(一個につき一月当たり)	
	一、二〇〇二	
ロッカー中	/\OOH	
ロッカー小	HOOE	
備考 使用期間に一月に満たない端数がある場合は、これを一月に切り上げる。		

別表第二(第十四条、第十五条関係)

施 設 名	金額(一時間当たり)
市民活動シアター	二0、000円

備考

- 使用時間に一時間に満たない端数がある場合は、これを一時間に切り上げる。
- 二 附帯設備の使用料は、市長が定める。

本条例案の議決にあたり、次の附帯意見が付された。

本条例の施行に当たっては、住民自治の原則を逸脱することがないよう運用するとともに、市民活動団体については、その主体や 活動内容等が多種多様であることを認識し、協働の推進により市民に不利益を及ぼすことがないよう十分留意すべきである。あわせ て、本市市政において、町内会等の地縁団体が大きく貢献していることに十分配慮する必要がある。また、本条例の施行後は、速や かに協働によるまちづくりの推進のための基本方針の策定に着手するなど、本条例の目的達成に向け、真摯に取り組むことを求める。

仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針

平成 28 年1月 仙台市市民局市民協働推進部市民協働推進課 〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1 TEL 022-214-8002